

屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年6月26日(月) 午前9時30分から
2. 開催場所 屋久島町役場尾之間支所 3F 第3委員会室

3. 出席委員 (18人)

会長	1番	鎌田 秀久	君
	2番	牧 潤三	君
	3番	田中 武浩	君
	4番	渡邊 みな子	君
委員	6番	岩川 原造	君
	7番	大角 利夫	君
	8番	安藤 清浩	君
	9番	日高 清明	君
	10番	笹原 綾乃	君
	12番	牧 優作郎	君
	13番	岩川 孝行	君
	14番	亀割 義一	君
	15番	備 邦雄	君
	16番	平田 耕作	君
	17番	西橋 豊啓	君
	18番	神宮司 守昭	君
	19番	中島 則雄	君
	20番	内田 政人	君

4. 欠席委員 (1人)

欠席者	5番	白川 満秀	君
-----	----	-------	---

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

- 第2 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第14号 農用地利用集積計画について
議案第15号 非農地証明願いについて

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	日高 望
係長	川東 卓磨
主事	岩川 篤也
相談員	西田 博隆

7, 概要
事務局長

おはようございます。本日は5番委員の白川満秀委員が欠席でございます。

ただ今より平成29年度第3回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員会憲章朗唱は20番委員の内田政人委員にお願い致します。

憲章朗唱（20番委員）

お座り下さい。

会長あいさつ。

会長

改めまして 皆さんおはようございます。

私ども屋久島町農業委員会が新体制に移る日が刻々と近づいておりまして、残り3週間ちょっととなりました。県下では今年度中に30市町村が新体制に移行する予定でありまして、その中でも私どもと同じく7月20日から新体制に移る市町村が26ございます。新体制に移りますと農地利用の最適化を積極的に進めることが義務化されてきておりますので、大変な仕事だなと気が遠くなる思いでございます。

農地中間管理事業を積極的に活用するという事なんですが、事業に載せやすいところは大方載せてありますので、今後、掘り起しが大変だなと思っているところです。

本日は中間管理事業の案件も上がってきておりますので、事業の在り方について、皆さん方にもご理解・ご協力をお願いいたしまして挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは本日の会議録署名委員を17番委員、18番委員にお願いをいたします。

議事を進めてまいります。

議案第12号。農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局長

議案第12号。農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求めます。

整理番号6番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人[]さん（[]歳）。譲渡人[]さん（[]歳）。土地の所在：[]、畑、[]m²。農用地区域内。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：ボンカン・タンカン・パッションが1月から12月。事由：規模拡大。権利の設定を受ける者の状況といたしまして、経営面積：[]m²。申請人の経験年数：5年、妻・5年、長男・5年です。農機具等の保有状況：耕耘機・1、刈払機・3、動噴・2、運搬機・1です。非耕作地はございません。

周辺地域との関係：『特に支障等はないと思います。』ということですので。地域との役割分担：『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということですので。

農地法第3条第2項の各号に該当しない為許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上です。

会長

整理番号6番について、担当委員さんのご意見をお願いいたします。

○番（担当委員）

7ページの航空写真をお願いします。旧県道、[]に行く道なんです。現地は松の木が何本か生えていて、雑木も。本人に聞き取りに行

○番（農 業 委 員）	きましたら、伐採して重機を入れて、ちょっと時間がかかりますけども果樹を植えるという事でした。■歳なんですが、まだこの周辺に■さんの土地がありまして、そこも購入して広げていきたいという意向でした。 地元としましては問題ないと考えております。 以上です。
会長	整理番号6番について皆さん方からご質問・ご意見、いかがでしょう。（「異議ありません。」の声あり） 整理番号6番について申請を許可することにご異議ございませんか。（「はい。」の声あり） 整理番号6番は申請を許可することに決定いたします。 続きまして整理番号7番について事務局から説明をお願いします。
事務局長	整理番号7番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人 ■さん（■歳）、譲渡人 ■さん（■歳）。土地の所在：■、他3筆。地目：すべて田。4筆の合計面積：■㎡。利用状況：すべて田。営農計画及び耕作期間：タンカン・野菜が1月から12月、からいもが5月から11月。事由：経営移譲。権利の移転を受ける者の状況といたしまして経営面積：所有地が■㎡。申請人の経験年数：17年・父、母・60年、妻・14年。農機具等の保有状況：刈払機・1、動噴・1です。非耕作地はございません。 周辺地域との関係：『支障等は特にはないと思います。』ということです。地域との役割分担：『集落の共同作業等に全面的に協力いたします。』ということです。 農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上です。
会長	整理番号7番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番（担 当 委 員）	10ページの写真ををお願いします。■から下がったところにございます。畑総した場所です。申請人は親子関係でございまして■さんが高齢ですので元気なうちに息子に経営移譲したいという事です。■は■に勤務しながら休みの時には手伝いをしておりますので、何ら問題ないと思います。 以上です。
会長	整理番号7番についてご質問ございますか。（「異議ありません。」の声あり） 整理番号7番について許可することにご異議ございませんか。（「はい。」の声あり） 整理番号7番は許可することに決定いたします。 続きまして整理番号8番、9番は関連がございますので、一括で事務局から説明をお願いします。
事務局長	整理番号8番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：使用貸借権設定。申請人：借人 ■さん（■歳）、貸人 ■さん（■歳）。土地の所在：■、他3筆。地目：すべて畑。4筆の合計面積：■㎡。すべて農用地区域内です。利用状況：すべて畑。営農計画及び耕作期間：タンカン・パッション・ドラゴンフルーツを1月から12月。事由：新規就農。権利の設定を受ける者の状況：所有面積は0㎡。経験年数：申請人・5年、妻・5年。農機具等の保有状況：刈払機・1です。 周辺地域との関係：『支障等は特にはないと思います。』という事です。

事務局長	地域との役割分担：『集落の共同作業等全面的に協力いたします。』という事です。 貸借期間:平成 29 年 6 月 1 日から平成 34 年 5 月 31 日までの 5 年間。 続きまして整理番号 9 番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：使用貸借権設定。申請人：借人■■■■さん（■■歳）、貸人■■■■さん（■■歳）。土地の所在：尾之間■■■■。畑。■■■■㎡。農用地区域内です。利用状況：畑。以下は整理番号 8 番と同じですので省略いたします。 農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上です。
会長	整理番号 8 番・9 番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番（担 当 委 員）	借人は屋久島に来られたのが■■年ほど前だということでした、■■■■に 5 年ほど勤務しておりましたが、辞めて農業がしたいというお話です。貸人は■■■■というところで■■■■ですが、当初はその土地を借りてやるということだったんですが、果樹園でタンカンをやりたいという話だったもので、農業委員会に行ってみたんですが、貸す気はないということでしたので申請人に伝えたんですが、本人が貸人の方と話を詰めて、畑を借りられるようになったということです。しかし、タンカン、パッション、ドラゴンフルーツ等の果樹を植えるということで、パッション・ドラゴンについては植えて支障はないんでしょうけど、タンカンとなると貸借期間が 5 年ということですので、難しいかなと思っていますところ。 農業に対しては関心があって、軽トラックを買ったりしていますし、奥さんも畑を借りて 5 年ほど作業しているようですので、新規就農ということで■■■■で土地を探しているということでした。 場所につきましては 13 ページをお願いします。■■■■から山手に上がっていきます。果樹園があれば買いたいというお話ですけど、今回の賃貸借については申請人同士が合意しているようですので問題ないかなと思っています。 以上です。
会長	整理番号 8 番・9 番につきまして皆さん方からご質問等いただきます。
○番（農 業 委 員）	新規就農なんだけど経験年数が 5 年というのは、どこか借りてやっていたということですか。
○番（担 当 委 員）	はい。■■■■に勤める前は■■■■でアルバイトしていたこともあるようです。
○番（農 業 委 員）	申請地の状況はどんな感じですか。
○番（担 当 委 員）	耕作はできる状態です。■■が踏んだからか、草が生えていない感じがす。
○番（農 業 委 員）	新規就農でいいことだと思うんですけど、永年作物で貸借期間が 5 年ということ。タンカンは 5 年してやっとな実がなるといいますか。そこは申請人同士で期間の延長がされるかなと思いますけど。申請に異議はないですけど、そこがちょっとひっかかる場所ではありますね。
会長	他にご意見ございませんか。 （「ありません。」の声あり） 整理番号 8 番・9 番について許可することにご異議ございませんか。

会長	(「はい。」の声あり) 整理番号 8 番・9 番は許可することに決定いたします。 続きまして整理番号 10 番について事務局から説明をお願いします。
事務局長	整理番号 10 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 ■■■■■ さん (■■■ 歳)、譲渡人 ■■■■■ さん (■■■ 歳)。土地の所在：■■■■■、他 4 筆。地目：すべて畑。5 筆の合計面積：■■■■■ m²。1 筆が農用地区域内です。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：たんかん・ぼんかんが 1 月から 12 月、ジャガイモが 10 月から 3 月。事由：新規就農。権利の移動を受ける者の状況といたしまして、経営面積は 0。経験年数：申請人、妻 0 年。 周辺地域との関係につきましては『支障等は特にはないと思います。』ということです。地域との役割分担の状況といたしまして『集落等の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。 農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上です。
会長	整理番号 10 番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番 (担 当 委 員)	3 月頃に『■■■■■で農地を探している。』ということで■■■■■さんと現地で会わせました。その後途切れたという話だったんですが、再度話が合ったようで、当人同士で折り合いが付きましたという報告を受けました。 場所ですが、16 ページをお願いします。■■■■■は地目が畑なんですけど、現状は竹林です。耕作は出来ない状態です。 あと 2 筆、L 型の農道の角とその上の山林も買っております。 譲受人は■■■■■をしながら、畑作の収穫のアルバイトをしております、将来的にはここに移り住んでタンカンなんかを作って経営していきたいという話です。 水道が引かれておりませんので、すぐにということではないようですが、人柄は良い好青年でした。 やる気もあるようですのでご審議をよろしくお願いします。
会長	整理番号 10 番について皆さん方からご意見・ご質問ございますか。
○番 (農 業 委 員)	■■■■■さんもお高齢で■■■■■に住んでおりますし、譲受人は若いですし。■■■■■から通うというのがちょっとどうかと思いますけど、地元委員の話では家を建てる計画もあるようですし、頑張ってくれるんじゃないかなと思います。
○番 (農 業 委 員)	一番上は竹林で耕作できる状況じゃないということですけど、そこも 3 条で購入するという事は耕作するということですか。
相談員	本人には『畑だから耕作しないといけませんよ。』という話はしております。
事務局	3 条で取得した以上は転用は 10 年は認められません。畑として使ってもらいしかですね。
会長	一応、ここは林地状態であるということは事務局からも伝えてあって、それでも耕作するという意思表示は確認してあるようです。
○番 (担 当 委 員)	ここは畑総の際も場所が悪いから事業は出来ないと言われて外した

○番（担 当 委 員）	とこです。傾斜もありますし耕作はできません。
○番（農 業 委 員）	事務局からもあったように、3条で認めたら10年間は転用できないということですけど、畑総も入れなかったような場所が農地として残っていることが問題ですよ。
○番（担 当 委 員）	当初は下から4筆を買いたいという話をされたんですけど、■さんがそこだけ残されても困るということで、まとめて売買したそうです。
○番（農 業 委 員）	■さんが言われることもわかりますけど、法的には問題があるわけですので、3条で認めた時には使える場所だけでも重機を入れて果樹でも植えてもらわないと。そういう指導を加えて認めるということをしてないといけないと思います。
○番（農 業 委 員）	竹林ならシイタケの栽培もできますし、まだ若くて意欲もあるようですから、地域の皆さんに協力をしていただければ、何かしら頑張ってくれるんじゃないかと期待したいと思います。
会長	地元委員さんのご指導に期待をしたいと思いますが、整理番号10番について許可することはやむを得ないという判断でご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり） 整理番号10番は許可することに決定いたします。 続きまして整理番号11番の説明をお願いします。
事務局長	整理番号11番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人■さん（■歳）、譲渡人■さん（■歳）。土地の所在：■。地目：田。面積：■㎡。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：タンカンが1月から12月、野菜が2月から12月。事由：規模拡大。権利の移転を受ける者の状況といたしまして、経営面積：所有面積が■㎡。経験年数：申請人が40年・夫が40年。農機具等の保有状況：刈払機・2、動噴・1です。 周辺地域との関係につきましては『支障等は特にないと思います。』ということです。地域との役割分担の状況といたしまして『集落等の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。 農地法第3条第2項の各号に該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上です。
会長	整理番号11番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番（担 当 委 員）	地目が田なんですけど、現況は畑です。申請人の関係ですが姪と叔母です。今回贈与ですが、■さんのおじいさん、■さんの父親が購入したんですが、名義が変わっておりませんで、20年以上経っておりますので時効取得で■さんに名義を変えたところです。それを姪に贈与で渡すということです。 19ページに航空写真がございます。ここにも野菜を作って規模拡大をするという計画です。 以上です。
会長	整理番号11番について皆さん方からご意見・ご質問ございますか。 （「異議ありません。」の声あり） 整理番号11番について許可することにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり） 整理番号11番について許可することに決定いたします。

会長	続きまして議案第 13 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。
事務局長	議案第 13 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。 整理番号 2 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 [] さん、譲渡人 [] さん。土地の所在： []、畑、 [] m²。利用状況：畑。第 2 種農地。事由：『集落の高齢者等から、身近な申請地に仮遺体安置所兼集会所建設の要望があり、申請地に集会所等を建築するため。』という事です。転用目的及び事業計画：一般住宅の建築面積が [] m²、所要面積が [] m²。駐車場の所要面積が [] m²。合計建築面積が [] m²、合計所要面積が [] m²です。 以上です。
会長	整理番号 2 番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番（担 当 委 員）	この資料をいただいてビックリしているんですが、[] の門徒で霊柩車を購入してお寺の敷地内に車庫を完成させたところなんです。 土地の持ち主の [] さんに事情を聞いたんですが、『[] が [] に集会場を作るための土地を探していて、申請地を求めてきた。』ということでしたので、[] さんにも電話したんですが、『いつになるかわかりませんが、ゆくゆくは集会場、安置所を作る。』という話でした。門徒で霊柩車を購入した傍ら、そういう話が進んでいるということでもめることになりそうな気がしているところです。 土地の売買については問題ないんでしょうけども、あとで集落でもめる気がします。 以上です。
会長	整理番号 2 番について、皆さん方からご意見・ご質問いただきます。いかがでしょう。
○番（農 業 委 員）	[] さんはいつも『地区住民の要請があつて。』と言いますが、誰が言っているんですかね。
○番（農 業 委 員）	[] は葬儀をお寺でやっているんですか。
○番（担 当 委 員）	はい。自宅でされるかたもいらっしゃいますけど、お寺でやる方が多いので霊柩車も購入したわけなんですけど。 そういうことで、私もびっくりしているところなんです。
○番（農 業 委 員）	ここはもう畑として使えないわけですから、農地として残していてもしょうがないですし、売買としては問題ないのかなと思いますよね。 そこに葬儀場を建てるか建てないかは、また集落と [] さんの問題であつて。
○番（農 業 委 員）	地元委員からいろいろ話がありましたけど、申請地は非農地化している状況のようですし、集落であとからもめることになりそうですけど、委員会としてはやむを得ないという判断になるかと思います。
会長	他の皆さん、いかがでしょう。 （「ありません。」の声あり） ご意見なければ整理番号 2 番について同意することにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり） 整理番号 2 番は計画に同意することに決定いたします。

会長

続きまして 26 ページです。
議案第 14 号。農用地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 14 号。農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画について議決を求める。

整理番号 4 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人 [] さん（ [] 歳）、譲渡人 [] さん（ [] 歳）。土地の所在： []、他 6 筆。現況地目：3 筆が田、4 筆が畑。7 筆の合計面積： [] m²。作物：水稻と果樹。移転時期：平成 29 年 7 月 15 日。対価：0。利用権の移転を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：エンドウ・バレイショ。経営面積：借地が [] m²。従事日数：250 日。農機具等の保有状況：軽トラ・1、刈払機・1 です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断いたしました。 以上です。

会長

整理番号 4 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（担 当 委 員）

29 ページをお願いします。 [] を下がっていきますと [] の 3 筆があります。水稻を作付けしています。 [] は [] の集落の下の方です。バナナ等が植わってあります。

申請人の関係ですが、 [] 君の父親と [] さんが従弟です。 [] さんは一人者ですので、贈与という形です。

[] の方は親父さんが貸借契約しておりましたが、契約満了を受け [] 君に名義変更するという話です。

[] 君は農業を始めて 2 年目ですが、集落で若い担い手ですので、何ら問題はございません。 以上です。

会長

整理番号 4 番について皆さん方からご質問等ございますか。

○番（農 業 委 員）

田んぼは [] さんがずっと米を作っておりましたが、 [] さんには姉さんがいるでしょ。姉さんも旦那さんが亡くなっておりまし、ゆくゆくは [] さんや [] 君が面倒を見るんだろうと推測できるわけなんだけども。

今までも [] さんがずっと面倒みてきていまし、 [] 君も新規就農で頑張っておりますので、意義はありません。

会長

他にご意見無ければ、整理番号 4 番について計画を認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 4 番は計画を認めることに決定いたします。

続きまして整理番号 5 番です。

受人が農業委員本人ですのでしばし退席を求めます。

（委員退席）

事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号 5 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 [] さん（ [] 歳）、譲渡人 [] さん（ [] 歳）。土地の所在： []。畑。 [] m²。農用地区域内です。作物：パッションフルーツ。移転時期：平成

事務局長	29 年 7 月 15 日。対価：■■■■円。利用権の移転を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：パッションフルーツ。経営面積：所有地が ■■■■㎡、借地が ■■■■㎡、合計 ■■■■㎡。従事日数：300 日。農機具等の保有状況：管理機・2、草払機・3、チョッパー・1、軽トラック・1 です。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断いたしました。 以上です。
会長	整理番号 5 番について隣接委員のご意見をお願いいたします。
○番（隣 接 委 員）	■■■さんのハウスと近いですし、規模拡大するという事です。ここは遊休地で遊休地解消としては良いことだと思います。 以上です。
会長	整理番号 5 番について皆さん方からご質問等ございますか。
○番（農 業 委 員）	譲渡人も高齢ですし、対価が ■■■■円ですけども本人同士が話をされたんでしょうから、意義はありません。
会長	他にご意見ございませんか。 （「ありません。」の声あり） 他にご意見無ければ、整理番号 5 番について計画を認めることにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり） 整理番号 5 番は計画を認めることに決定いたします。 （委員着席） 続きまして整理番号 6 番です。この案件も譲受人が農業委員本人でございますのでしばし退席を求めます。 （委員退席） 事務局から説明をお願いします。
事務局長	整理番号 6 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人■■■■さん（■■■歳）、譲渡人■■■■さん（■■■歳）。土地の所在：■■■■、畑、■■■㎡。作物：バレイショ。移転時期：平成 29 年 6 月 30 日。対価：0。利用権の移転を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：タンカン・ポンカン。経営面積：所有地が ■■■■㎡、借地が ■■■■㎡、合計が ■■■■㎡。従事日数：250 日。農機具等の保有状況：運搬機・1、ハンマーモア・1、動噴・1、刈払機・2、チェーンソー・2 です。
会長	整理番号 6 番について隣接委員のご意見をお願いいたします。
○番（隣 接 委 員）	譲渡人は■■■さんの奥さんのお母さんです。高齢ですので娘さんに農地を贈与したいということでした。■■■さんが規模拡大するということで■■■さんの名義にするという話でした。問題ないと思います。
会長	皆さん方からご意見・ご質問ございますか。 （「ありません。」の声あり） ご意見無ければ、整理番号 6 番について計画を認めることにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり） 整理番号 6 番は計画を認めることに決定いたします。

会長	(委員着席) 続きまして 27 ページ。同じく議案第 14 号なんですが中間管理事業関係を別枠で設けております。 整理番号 1 番について事務局から説明をお願いします。
事務局長	整理番号 1 番。権利の種類：中間管理権。契約内容：賃貸借、使用貸借。対象地区：■■■(字 ■■■■)。借人：(鹿児島市)鹿児島県地域振興公社 理事長 ■■■■さん。貸出人数：6 人。筆数：13 筆。総面積：16,365 m²。契約期間：10 年契約です。 34 ページをお開け下さい。農用地利用配分計画案を載せてあります。お目通しください。35 ページに配分計画という事で対象農地を色分けしておりますのでお目通しください。29 年度第Ⅱ期申請分です。 公社が中間管理権を取得したのち、耕作者への貸付期間は 8 月 1 日からとなります。 今回の案件は地域の話し合いに基づく申請ですので問題ないと思います。 以上です。
会長	ただ今局長から説明がありました通り、地域の話し合いの結果この事業に載せた方が合理的な経営ができるということからこのように申請が上がってきております。 今日私どもが審議をするのは『農地の持ち主、地権者から公社に貸しますよ。よろしいですか。』という案件です。 その後、『公社から耕作予定者に貸し付けます。よろしいですか。』という判断は知事がいたします。ですから今日の案件はこの農地を公社に預けることに意義はございませんか。という事に関して議決を求めています。 耕作予定者のところは、どうしても貸借人が決まっていなくて地権者も同意をしないというのが現実でして、公社に上げる時には借受予定者を示したうえで事業に載せております。 そういうことでご理解をお願いいたします。 それでは、皆さん方からご意見・ご質問、ございますか。
○番(農業委員)	これはすべて畑、田で、果樹園は無いんでしょ。
○番(担当委員)	6 番、7 番以外は畑総です。
○番(農業委員)	ほとんど畑総で整備されているようですので、■■■さんも■■■で■■■■■■おりますけど大きな機械も買っておりますし、■■■が足りないということでしたので、湯泊ですけど、■■■さんの家からは近いのでこのような形を取らせてもらえれば、遊休農地の解消にもつながって良いのではないかと思います。 以上です。
会長(鎌田 秀久君)	他に皆さん方からご意見ございませんか。
○番(担当委員)	畑総しておりますので、遊休地にしないためにどうしたらいいか話し合いをしておったんですが、なかなかみなさん腰を上げない状況でして、■■■さんからこのような話があったもんですから皆さんに話をもちかけたんですが、まだ左の方が残っていますので、ここも貸してもらえように働きかけをしたいと思っていますところ。 以上です。
○番(農業委員)	参考に 1 ついいですか。 今後どこの場所であっても貸借権設定を結ぶ時にはこの事業に載せるんですか。

会長	かならずしなければならぬわけではないのですが、私が農政に『積極的に農政が事業に載せないと事業の実績としてはなかなか出てこないよ。』という話はしております。まとまったところはずいぶん中間管理事業を活用してほしい。という意向を伝えております。
○番（農 業 委 員）	1 筆、2 筆でも？
会長	載せられます。例えば 2・3 筆でも連反したりして 10 年以上の契約が結べれば個人的な協力金の可能性も残されております。
事務局	新規で農業を始めたいという方が中間管理事業を結んだ場合は下限面積要件がございませんので、積極的に活用していきたいと思います。
会長	そういうことです。他にご質問等ございませんか。 （「ありません。」の声あり） それでは整理番号 1 番について、計画を認めることにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり） 整理番号 1 番は計画を認めることに決定いたします。 続きまして 36 ページ、議案第 15 号。非農地証明願いについて事務局から説明をお願いします。
事務局長	議案第 15 号。非農地証明願いについて、次のとおり非農地証明願いがあったので議決を求めます。 整理番号 5 番。申請人：[REDACTED] さん（[REDACTED] 歳）。土地の所在：[REDACTED]、畑、[REDACTED] m²。第 3 種農地です。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況：『所有権が移転する前に家が建っていたのでそのまま居住した。現在も一部宅地として使用している。』という事です。 申請地は[REDACTED]から北に約 230m 程に位置し、50 年以上前から住宅が建っているため宅地化しており農地に復元するには多大な費用と労力を要することが考えられるため非農地とみてやむを得ないと思われま。
会長	整理番号 5 番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番（農 業 委 員）	39 ページをお願いします。申請地の現状です。住宅の敷地内として利用され、建築後 50 年以上が経っております。周辺も雑木の状態です。また、地籍調査の際に事務手続き上のミスで畑のまま残っているのではないかと思います。非農地としてやむを得ないと判断いたします。
会長	整理番号 5 番について皆さん方からご意見・ご質問等ございませんか。 （「ありません。」の声あり） 整理番号 5 番について非農地として認めることにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり） 整理番号 5 番は非農地として認めることに決定いたします。 続きまして整理番号 6 番ですが、代理人が農業委員さんですのでしばらくの退席を求めます。 （委員退席） 事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号6番。申請人：[]さん、代理人：[]さん。土地の所在：[]、田、[]㎡。第2種農地です。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況：『身体障害者となったために昭和30年より耕作をしていた県道横の申請地に住宅を昭和57年に建築し、居住して現在に至る。』ということです。

申請地は30年より前から住宅が建っており、宅地化しています。申請人は平成[]年[]月[]日に時効取得により所有権移転の手続きを終え、今回の申請を行っております。農地に復元するには多大な費用と労力を要することが考えられるため非農地とみてやむを得ないと思われます。以上です。

会長

整理番号6番について隣接委員のご意見をお願いいたします。

○番（隣接委員）

41ページをお願いします。先ほど3条で出ました場所の隣接地であります。住宅が建っております。30年以上経過しております。名義が違ったもので手続きできなかったんですが、今回時効取得で名義を変更しましたので申請があがってきております。以上です。

会長

整理番号6番について皆さん方からご意見・ご質問ございませんか。

○番（農業委員）

今回の案件に意義はないんですが、住宅が建って何十年も経過してから非農地証明をすることが多々ありますけど、我々農業委員が日々の活動の中で、ストップをかけたり、指導したりということが必要だと思いますね。

○番（隣接委員）

今回は名義が違っていたために、名義変更するには時効取得するしかないということで、20年以上が経ってしまったということです。

会長

ご指摘のとおり、農地であるところに新しい動きがあるときに、チェックをするということは農業委員の役割でありますので、早めに気づいて頂いて、手続きがされていなければ工事をストップさせたり、手続きの必要を指導したり、あるいは始末書添付の転用申請を出してもらったりということを指導していただきたいと思います。

利用状況調査の結果、20年以上経っておけば私どもから責任は問えないかたちですので、積極的に非農地証明願いを活用していただいて地目を変えるように進めていただいて結構だと思います。

他にご意見ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号6番について非農地として認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号6番は非農地と認めることに決定いたします。

閉会（12時30分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定による署名

17番

18番

平成29年6月23日

屋久島町農業委員会会長 鎌田 秀久